

宮崎県工事成績評定要領

平成20年4月1日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目的)

第1条 この要領は、環境森林部、農政水産部又は県土整備部の所管する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は緊急施行工事※を除いた工事とし、原則として、1件の当初設計金額が250万円以上の工事とする。

※緊急施行工事とは、大規模又は小規模緊急施行工事発注通知書によって、発注される工事。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

一 検査員 検査員とは、宮崎県工事検査取扱要領（平成20年4月1日定め。以下「検査要領」という。）第2条第4項に規定する検査員とする。

二 総括監督員 総括監督員とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、関連工事の調整、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理を行うとともに、主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

三 主任監督員 主任監督員とは、財務規則第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付、又は受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者等への報告を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。

四 工事執行機関の長 工事執行機関の長とは、検査要領第2条第2項に規定する工事執行機関の長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（別表第1）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は細目別評定点算出表（別表第2）によるものとする。

4 検査員は、評定の結果を、工事検査結果復命書兼工事成績評定書（別記様式第1号及び第2号）に、総括監督員及び主任監督員は工事成績評定書（別記様式第3号及び第4号）にそれぞれ記録するものとする。

5 検査員は、当初設計金額が250万円以上の工事における完成検査若しくは一部完成検査を実施したとき、又は当初設計金額が1億円以上の工事における中間検査を実施したときに評定を行い、総括監督員及び主任監督員は、工事完成時に評定を行うものとする。

6 評定にあたっては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」に沿って行うものとする。また、受注者は、工事における「創意工夫」及び「社会性等」に関して、当該工事における実施状況に係る資料を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定結果の提出)

第5条 検査員は、評定を行ったときは、その結果を遅滞なく工事検査結果復命書兼工事成績評定書により検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。また、総括監督員及び主任監督員は、工事成績評定書により工事執行機関の長に提出するものとする。

(総合評定)

第6条 工事執行機関の長は、各評定者の行った評定に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評定を行い、その結果（以下「総合評定点」という。）を工事成績評定表（別記様式第5号）に記録するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 工事執行機関の長は、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評定に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。

2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。

2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。

3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度とその翌年度とする。

(説明請求等)

第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を含む）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

(工事成績評定評価委員会)

第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

一 宮崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め）

二 宮崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

三 宮崎県県土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

工事成績採点の考査項目運用表(別紙-1~4)

宮崎県

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覧

評定者	審査項目	細別	工種	様式番号	備考		
主任監督員	1 施工体制	I 施工体制一般		別紙-1 ①			
		II 配置技術者					
	2 施工状況	I 施工管理			1 ②		
		II 工程管理					
		III 安全対策			1 ③		
		IV 対外関係					
	3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	① 土木工事		1 ④		
			② 機械設備工事(土木)				
	③ 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事(土木)			1 ⑤			
	④ 建築工事						
II 品質	① 土木工事			1 ⑥			
	② 機械設備工事(土木)			1 ⑦			
	③ 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事(土木)						
	④ 維持・修繕工事			1 ⑧			
	⑤ 港湾浚渫工事						
	⑥ 建築工事			1 ⑨			
	⑦ 電気設備工事(建築)						
	⑧ 機械設備工事(建築)						
5 創意工夫	I 創意工夫	② 土木工事		1 ⑩			
		② 建築工事		1 ⑪			
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理		別紙-2 ①			
		III 安全対策					
	4 工事特性	I 施工条件等への対応	② 土木工事		2 ②		
			② 建築工事		2 ③		
	6 社会性等	I 地域への貢献等			2 ④		
					2 ⑤		
	7 法令遵守等				2 ⑥		
7-2 特例措置				2 ⑥			
検査員①	2 施工状況	I 施工管理		別紙-3 ①			
	3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	① 土木工事		3 ②		
			② 機械設備工事(土木)		3 ③		
			③ 電気設備工事(土木)				
			④ 建築工事				
		II 品質	1 小規模工事			3 ④	当初契約設計500万円未満
			2 コンクリート構造物工事				
			3 土工事			3 ⑤	切土、盛土、築堤等工事
			4 護岸・根固・水制工事				
			5 鋼橋工事				RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む。
			6 砂防構造物治山構造物及び地すべり防止工事			3 ⑥	集水井戸工事を含む。
			7 舗装工事				
			8 法面工事			3 ⑦	
			9 基礎工事及び地盤改良工事			3 ⑧	
			10 海岸工事				
			11 コンクリート橋工事			3 ⑨	PC及びRCを対象。
			12 塗装工事				
			13 トンネル工事				
			14 植栽工事			3 ⑩	
15 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)・標識・区画線等							
16 電線共同溝工事							
17 港湾築造工事			3 ⑪	浚渫、海岸築造工事を含む。			
			⑫				
18 機械設備工事(土木)			3 ⑬	建築工事に係るものを除く機械設備工事(可動堰、ポンプ等)			
19 電気設備工事(土木)				建築工事に係るものを除く電気設備工事(照明設備等)			
20 通信設備工事・受変電設備工事(土木)				建築工事に係るものを除く通信設備工事(テレメータ設備工、道路情報表示設備等)			

工事成績採点の考査項目運用表 様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考	
検査員③	3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	20 電気設備、照明設備工事 その他類似工事(土木)	別紙-3 ②6	建築工事に係るものを除く電気設備工事(道路照明設備、情報板等)	
			21 維持修繕工事			
			22 電線共同溝工事			
			23 電気通信工事 受変電設備工事 その他類似工事(土木)			
			24 下水道・管工事			
			25 建築工事			建築工事
			26 電気設備工事(建築)			建築工事
			27 機械設備工事(建築)			建築工事
			28 ほ場整備工			
			29 農地造成工			
			30 管水路工			
			31 フィルダム・ため池	3 ②8	側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工等 用排水ポンプ、水門、除塵設備	
			32 コンクリート2次製品類			
			33 施設機械設備			
			34 水管橋			
			35 魚礁工	3 ②9	コンクリート製、鋼製、FRP製	
			36 山腹工			
			37 補強土壁工			
			38 暗渠排水工事			
			39 撤去、解体、除去等のみの工事			
			40 河川の土砂掘削工事・浚渫工事	3 ③0	出来ばえの評価	
41 上記以外の工事 判断基準						

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

主任監督員

【記入方法】 該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考査項目	細別	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の事項に該当しない	D やや不適切である	E 不適切である
1 施工体制	I 施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</p> <p>2 ◇ □ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。</p> <p>3 ◇ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>4 ◇ □ 元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p>5 ◇ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>6 ◇ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>7 ◇ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p>8 ◇ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p>9 ◇ □ その他()</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が 80%未満 C</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>			<p>10 □ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p style="text-align: right;">上記該当事項があれば . . . D</p> <p>11 □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p style="text-align: right;">上記該当事項があれば . . . E</p>	
	II 配置技術者 (現場代理人等)	<p>「評価対象項目」</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>1 ◇ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</p> <p>2 ◇ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>3 ◇ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>4 ◇ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>5 ◇ □ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。</p> <p>6 ◇ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>7 ◇ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p>8 ◇ □ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p>9 ◇ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>10 ◇ □ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>11 ◇ □ その他()</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が 80%未満 C</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>			<p>12 □ 配置技術者に関して、監督員がら文書による改善指示を行った。</p> <p style="text-align: right;">上記該当事項があれば . . . D</p> <p>13 □ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p style="text-align: right;">上記該当事項があれば . . . E</p>	

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

主任監督員

【記入方法】 該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	I 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</p> <p>2 ◇ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>3 ◇ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>4 ◇ □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>5 ◇ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>6 ◇ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>7 ◇ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</p> <p>8 ◇ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p>9 ◇ □ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p>10 ◇ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>11 ◇ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>12 ◇ □ その他()</p>				<p>13 □ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p style="text-align: center;">上記該当事項があれば・・・D</p> <p>14 □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p style="text-align: center;">上記該当事項があれば・・・E</p>
		<p>該当項目(評価値)が 90%以上・・・・・・ A</p> <p>該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・・ B</p> <p>該当項目(評価値)が 80%未満・・・・・・ C</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()% = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>			
	II 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</p> <p>2 ◇ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。</p> <p>3 ◇ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>4 ◇ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>5 ◇ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>6 ◇ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p>7 ◇ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</p> <p>8 ◇ □ 休日の確保を行っている。</p> <p>9 ◇ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p>10 ◇ □ その他()</p>				<p>11 □ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p style="text-align: center;">上記該当事項があれば・・・D</p> <p>12 □ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p style="text-align: center;">上記該当事項があれば・・・E</p>
		<p>該当項目(評価値)が 90%以上・・・・・・ A</p> <p>該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・・ B</p> <p>該当項目(評価値)が 80%未満・・・・・・ C</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()% = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>			

工事成績採点の考査項目運用表

主任監督員

【記入方法】 該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	①土木工事 ○	1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、出来形管理項目を設定していない。	4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	5 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	<p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき 所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 ⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>					
	②機械設備工事 ○(土木)	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D	E
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している及び出来形管理表により確認できる。 2 ◇ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 ◇ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 ◇ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 5 ◇ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 ◇ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 ◇ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 ◇ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 9 ◇ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10 ◇ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 ◇ □ その他()</p> <p>評価値が80%以上.....A 評価値が60%以上80%未満.....B 評価値が60%未満.....C</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>			12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	13 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

主任監督員

【記入方法】 該当する項目の口に ■ マークを記入する。

考査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	③電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ○(土木)	適切である 「評価対象項目」 1 ◇ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫しているにより確認できる。 2 ◇ □ 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理している。 3 ◇ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 ◇ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 5 ◇ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 6 ◇ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 7 ◇ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 8 ◇ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的を実施している。 9 ◇ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 ◇ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 ◇ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 12 ◇ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 13 ◇ □ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 14 ◇ □ その他() 評価値が80%以上.....A 評価値が60%以上80%未満.....B 評価値が60%未満.....C	ほぼ適切である	他の評価に値しない	15 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/>	16 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 <input type="checkbox"/>
	④建築工事 ○ 電気設備(建築) 機械設備(建築)	適切である 「評価対象項目」 1 ◇ □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 ◇ □ 施工図等が、設計図書を満足している。 3 ◇ □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4 ◇ □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5 ◇ □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6 ◇ □ 出来形の管理方法を工夫している。 7 ◇ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8 ◇ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9 ◇ □ その他() 評価値が90%以上.....A 評価値が80%以上90%未満.....B 評価値が60%以上80%未満.....C 評価値が60%未満.....D	ほぼ適切である	他の評価に値しない	10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	11 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 <input type="checkbox"/>

工事成績採点の考查項目運用表

主任監督員

〔記入方法〕 該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考查項目	工程	A			B			C			D			E				
		適切である			ほぼ適切である			他の評価に値しない			やや不適切である			不適切である				
3 出来形及び出来ばえ II 品質	②機械設備工事 ○(土木)	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 ◇ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 ◇ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 ◇ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 ◇ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 ◇ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 ◇ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている正常に作動することが確認できる。 8 ◇ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 ◇ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 ◇ □ 設備の取扱説明書を工夫適切に作成している。 11 ◇ □ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 ◇ □ 機器の配置がについて、点検しやすいよう工夫している。 13 ◇ □ 設備の構造や機器の配置がについて、部品等の交換作業をが容易にできるよう工夫している。 14 ◇ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 ◇ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 ◇ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 ◇ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 ◇ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 ◇ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 ◇ □ その他()</p> <p>●判断基準 評価値が80%以上.....A 評価値が60%以上80%未満.....B 評価値が60%未満.....C</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=評価(■)数/対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>															21 品質関係の測定方法又は測定値が □ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	22 契約書第17条に基づき、監督員が □ 改造請求を行った。
		③電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ○(土木)	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 ◇ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 ◇ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 ◇ □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 4 ◇ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている正常に作動することが確認できる。 5 ◇ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 ◇ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 7 ◇ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 ◇ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 ◇ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 ◇ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し適切に作成(修繕・改造・更新含む)の場合は、修正又は更新している。 11 ◇ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 ◇ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 ◇ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 14 ◇ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 15 ◇ □ その他()</p> <p>●判断基準 評価値が80%以上.....A 評価値が60%以上80%未満.....B 評価値が60%未満.....C</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=評価(■)数/対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。</p>															16 品質関係の測定方法又は測定値が □ 不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

主任監督員

審査項目	工種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	④維持・修繕工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である
	○	「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 5 <input type="checkbox"/> その他() 6 <input type="checkbox"/> その他() 7 <input type="checkbox"/> その他() 8 <input type="checkbox"/> その他() ●判断基準 該当6項目以上・・・A 該当4項目・・・・・・B 該当3項目以下・・・・・・C 注) 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			9 品質関係の測定方法又は測定値が <input type="checkbox"/> 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	10 契約書第17条に基づき、監督員が <input type="checkbox"/> 改造請求を行った。
	⑤港湾浚渫工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に値しない	やや不適切である	不適切である
	○	「評価対象項目」 【共通】 1 <input type="checkbox"/> 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 <input type="checkbox"/> 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 5 <input type="checkbox"/> 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 6 <input type="checkbox"/> 浚渫工又は床掘工について仕様書契約図書に定められた施工上の注意事項が守られている。 7 <input type="checkbox"/> 土砂処分における土質改良が適切に行われている。 8 <input type="checkbox"/> 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。 9 <input type="checkbox"/> 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。 10 <input type="checkbox"/> 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 11 <input type="checkbox"/> 土捨場に制限がある場合、必要以上に余堀を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。 評価値が90%以上・・・・・・A 評価値が80%以上90%未満・・・・・・B 評価値が80%未満・・・・・・C ① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は100%でも C 評価とする。			12 品質関係の測定方法又は測定値が <input type="checkbox"/> 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	13 契約書第17条に基づき、監督員が <input type="checkbox"/> 改造請求を行った。

工事成績採点の審査項目運用表(土木工事)

主任監督員

審査項目	工種	工夫事項
5 創意工夫	I 創意工夫 ①土木工事 ○	<p>「評価対象項目」</p> <p>【施工】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 34 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>2 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 35 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫 36 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 37 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 38 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>15 <input type="checkbox"/> ICT(情報通信技術)を活用工夫加点として部分的にICTを活用した情報化施工を取り入れた工事 <small>※本項目は2.1点の加点とする。</small> 39 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>16 <input type="checkbox"/> ICT活用工夫加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 <small>※本項目は2点の加点とする。</small> 40 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>17 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p>18 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p> <p>19 <input type="checkbox"/> (契約後VE対象工事の場合)受注者から宮崎県契約後VE方式実施要領(以下、「要領」という。)に規定するVE提案があり、要領第3条に規定する「提案を求める範囲」に該当することが確認でき、要領第5条第1項の技術審査会の審査に諮った場合。(VE提案の採否は関係なし)</p> <p>20 <input type="checkbox"/> (契約後VE対象工事の場合)上記18の技術審査会の審査を経てVE提案が採用された場合。</p> <p>【新技術活用】</p> <p>21 <input type="checkbox"/> NETIS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録された新技術を受注者からの提案により活用した。</p> <p>【品質】</p> <p>22 <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p>23 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>24 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>25 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>【安全衛生】</p> <p>26 <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 <small>※本項目は2点の加点とする。</small></p> <p>27 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>28 <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>29 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>30 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p>31 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>32 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>33 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫</p>
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	<p style="text-align: center;">評 点: <u> 0 </u> 点</p> <p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考査項目運用表(建築工事)

主任監督員

考査項目	工種	工 夫 事 項	工 夫 事 項
5 創意工夫	I 創意工夫 ②建築工事 ○	「評価対象項目」 【準備・後片付け関係】 1 <input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 2 <input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 3 <input type="checkbox"/> その他() 【施工関係】 4 <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置等の工夫 5 <input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 6 <input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 <input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 9 <input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 10 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 11 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 13 <input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 14 <input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫 15 <input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16 <input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫 17 <input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18 <input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19 <input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20 <input type="checkbox"/> その他() 【品質関係】 21 <input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 22 <input type="checkbox"/> 躯体工事の品質管理の工夫 23 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24 <input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫 25 <input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫 26 <input type="checkbox"/> その他() 【安全衛生関係】 27 <input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 28 <input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29 <input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 <input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 31 <input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 32 <input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 <input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫 34 <input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35 <input type="checkbox"/> その他()	【施工管理関係】 36 <input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 37 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 38 <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用 40 <input type="checkbox"/> CALS 施工合理化技術(※6) を活用した施工管理の工夫 41 <input type="checkbox"/> その他() 【その他】 <新技術活用>※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 42 <input type="checkbox"/> NETIS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録技術のうち、試行された新技術を受注者からの提案により活用した。(2点) 43 <input type="checkbox"/> 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) 44 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点) <その他> 43 <input type="checkbox"/> その他() 44 <input type="checkbox"/> その他()
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点: 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
 ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。
 ※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員

[記入方法] 該当する項目の口に ■ マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	II 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p><配点></p> <p>①災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある工事における工程管理</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 工程管理が優れていたため余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮)</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>②積極的な地元調整による工期内の工事完了</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 地元調整を怠ったことによるトラブルが原因で、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>③隣接する他の工事等との工程調整</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 隣接する他の工事等との工程調整を怠ったため、工程の遅れが生じ、トラブルが発生した。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>④工程管理に係る積極的な取り組み</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 配置技術者が真剣かつ積極的に工期や工程について考える姿勢が見られた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 配置技術者が工期や工程について真剣に考える姿勢が見られない。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>⑤工程管理に関する工事による地域住民に対する公共工事のイメージアップへの影響を考慮した工程管理</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、工事による地域住民に公共工事に対する好印象を与えたへの影響を軽減させた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 工程管理を怠ったことにより、地域住民に対し公共工事へのイメージダウン大きく影響を与えた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>⑥工事施工箇所が広範囲に点在している場合における工程管理</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 1 工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮)</p> <p>2 <input type="checkbox"/> -1 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 0 上記のいずれにもあたらない。</p> <p>①～⑥の該当項目の配点合計が +3以上 A</p> <p>①～⑥の該当項目の配点合計が +1～+2 B</p> <p>①～⑥の該当項目の配点合計が ±0 C</p> <p>①～⑥の該当項目の配点合計が -1～-2 D</p> <p>①～⑥の該当項目の配点合計が -3以下 E</p>						

【記入方法】該当する項目の□に ■ マークを記入する。

工事成績評価点の考査項目運用表(土木工事)

総括監督員

考査項目	種別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応 ①土木工事	I 構造物固有の難しさへの対応 1 □ 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 □ 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 3 □ その他() ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。	【事例】構造物固有の施工難度と対応工法等】 (1) について 切土の土工量:20万m ³ 以上、盛土の土工量:15万m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シャフト)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m ² 以上、揚排水機場の吐水管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の扉体面積:50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m ² 以上、トンネル(沈没工法)の内空平均面積:300m ² 以上、海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の計画浚渫土量:100万m ³ 以上、流路工の計画浚渫土量:500m ³ 以上、砂防ダムの構造:15m以上、ダム(のり)の構造:150m以上、転流トンネルの落下能力:400m ³ /s以上、橋梁下部工の最大支間長:100m以上、(港湾)地盤改良工事の改良長さ:30m以上、(港湾)護岸工事のウレタン工深:14m以上、(港湾)ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量:2000t以上、(港湾)ブロック製型工事のブロック質量:50t以上、(港湾)防波堤又は岸壁工事の構造物水深:14m以上、(環境)治山ダム:15m以上、(環境)山麓工面面積:1ha以上、(環境)林道開設延長:1500m以上、(農政)開水路工:20m以上、(農政)推進工(閉口、泥水加圧):2000mm以上、(農政)掛樋工・樋管:30m以上、(農政)頭首工:径間数4径間以上、(農政)用排水機場:20m以上 (2) について ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の前震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・(港湾)築堤土砂の長距離輸送、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事 ・(港湾)沈没トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事、特殊ケーソンの製作工事 ・(港湾)構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき工事特性があると評価された工事 ・(農政)鉄道に隣接又は横断する水路工事、伏越等の河川横断工事 ・(農政)供用中の施設の改修工事等 (3) について ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術面等の難しさへの対応が必要な工事。(港湾)遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術 等) ・地山強度が低い又は土質が薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 ・(環境)工作物の構造が複雑な大規模構造物による工事
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4 □ 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5 □ 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6 □ 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7 □ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8 □ 事故や災害発生直後の緊急時の対応が特に必要な工事 9 □ 施工箇所が広範囲にわたる工事 10 □ (港湾)工事区域周辺の航行船舶への配慮・供用中の港湾施設等の利用規制に大きく影響する工事 11 □ その他() ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。	(4) について ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・(港湾)船舶漁業への工事の影響に特設配慮が必要な工事。 ・(農政)鉄道又は道路をアンダーパスする水路工事等。 (5) について ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・(港湾)航路の切り直し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・(港湾)水深25mを超える大水深での潜水作業を行う工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 12 □ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 13 □ 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 14 □ 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 15 □ 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 16 □ (港湾)工事区域周辺の航行船舶への配慮・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 17 □ 資材運搬路等に制限を受けた工事(ケーブルクレーン、モノレール等) 18 □ その他() ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。	(6) について ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7) について ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8) について ・事故や災害発生直後の緊急時の作業があり、その作業の全てに的に対応したが必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (9) について ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10) について ・(港湾)一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・(港湾)大気汚染に係る気象下の作業等の工事。 ・(港湾)撥水・有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事・地上・水面から10m以上(40m以下)での工事。 ・(港湾)工程上施工上の制約を要し、船舶・機械、人員の増強を行った工事。 ・(港湾)供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 ・(港湾)空港の制限区域内での工事 (11) について ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		IV 長期工事における安全確保への対応 19 □ 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中断は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 20 □ その他() ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。	(12) について ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎に地質調査を実施するなど支持地盤を確保しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 ・(農政)ほ場整備やため池工事において、排水処理を行ったにも関わらず、現場条件から降雨後の排水作業が数日後しか再開できない工事。 (13) について ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水作業を使用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業機等を設置した工事。 ・(港湾)波浪等の影響が特に施工工程制約となる工事、A海域(供用係数ランク4以上の海域等) ・(港湾)潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 (14) について ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法工は除く)。 ・斜面土又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (15) について ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (16) について ・(港湾)潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。 (17) について ・急峻な地形で、資材運搬等に制約(ケーブルクレーン、モノレール等)を受ける工事 (18) について ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害における防護の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	評価	評価点	【工事特性の詳細評価】評価内容を具体的に記載

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
 ※2 主任監督員が評価する「5 創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※3 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。
 ※4 ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

総括監督員

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 272 882 296">措置内容</th> <th data-bbox="1375 272 1429 296">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 325 600 349">1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1361 325 1442 349">- 20 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 371 689 395">2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1361 371 1442 395">- 15 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 418 689 442">3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1361 418 1442 442">- 13 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 464 696 488">4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1361 464 1442 488">- 10 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 510 421 534">5 <input type="checkbox"/> 文書注意</td> <td data-bbox="1361 510 1442 534">- 8 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 557 421 580">6 <input type="checkbox"/> 口頭注意</td> <td data-bbox="1361 557 1442 580">- 5 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 603 1301 655">7 <input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1361 632 1442 655">- 3 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 678 1355 730">8 <input type="checkbox"/> その他 理由: ()</td> <td data-bbox="1361 707 1442 730">- 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 737 421 761">9 <input type="checkbox"/> 該当無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="302 775 1516 799">① 本考査項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p data-bbox="302 799 1155 823">② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p data-bbox="302 823 2098 869">③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。</p> <p data-bbox="302 869 1417 893">④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p data-bbox="302 941 611 965">【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol data-bbox="302 965 2098 1348" style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による) 	措置内容	点数	1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20 点	2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点	3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点	4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10 点	5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 8 点	6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5 点	7 <input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3 点	8 <input type="checkbox"/> その他 理由: ()	- 点	9 <input type="checkbox"/> 該当無し		
措置内容	点数																					
1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20 点																					
2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点																					
3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点																					
4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10 点																					
5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 8 点																					
6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5 点																					
7 <input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3 点																					
8 <input type="checkbox"/> その他 理由: ()	- 点																					
9 <input type="checkbox"/> 該当無し																						
考査項目	項 目																					
7-2 特例措置	1 <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知書に「本工事は、不調不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。」と記載された工事	+ 2 点																				

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

検査員

[記入方法] 該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	I 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 1 ◇ □ 契約約款第18条第1項第1号から5号に掛かる設計図書の照査を行い、施工がなされている。 2 ◇ □ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 3 ◇ □ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 4 ◇ □ 工事材料、機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 5 ◇ □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 6 ◇ □ 材料検収、工事施工等において良質な施工がなされたことが伺える記録がなされ整理もよい。 7 ◇ □ 立会確認等の手続きが事前になされている。 8 ◇ □ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 9 ◇ □ リサイクル建設副産物の再利用及び建設廃棄物の処理等への取り組みが適切になされている。 10 ◇ □ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 11 ◇ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度、当該工事着手前に変更計画書を提出している。 12 ◇ □ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 13 ◇ □ 社内検査体制が確立され、有効に機能している。 14 ◇ □ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 15 ◇ □ その他()			16 □ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当があれば・・・ D 17 □ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば・・・ E	
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・ A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・ B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・ C				
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。				

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 該当する項目の口に <input type="checkbox"/> マークを記入する。		A	A'	B	B'	C	D	E
考査項目		優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている
3 出来形及び出来ばえ I 出来形	② 機械設備工事 ○ (土木)	「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 10 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 <input type="checkbox"/> 製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 12 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が承諾図書とおり施工されていることが確認できる。 13 <input type="checkbox"/> 出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。 14 <input type="checkbox"/> その他()				15 <input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	16 <input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 A' 該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 B' 該当項目(評価値)が 60%未満 C	① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。						
③ 電気設備工事 ○ 通信設備工事 (土木)		「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 4 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7 <input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 8 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 9 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 12 <input type="checkbox"/> 設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 13 <input type="checkbox"/> 盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上がり良好である。 14 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 15 <input type="checkbox"/> 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 16 <input type="checkbox"/> その他()				17 <input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	18 <input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 A' 該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 B' 該当項目(評価値)が 60%未満 C	① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。						
④ 建築工事 ○ 電気設備(建築) 機械設備(建築)		「評価対象項目」 1 <input type="checkbox"/> 承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。 2 <input type="checkbox"/> 施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。 5 <input type="checkbox"/> 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。 6 <input type="checkbox"/> 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 7 <input type="checkbox"/> 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる出来形が工事写真、施工記録により確認できる。 9 <input type="checkbox"/> 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分していることが確認できる。 10 <input type="checkbox"/> その他()				11 <input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 <input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。	
	該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 A' 該当項目(評価値)が 70%以上80%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上70%未満 B' 該当項目(評価値)が 50%以上60%未満 C 該当項目(評価値)が 50%未満 D	① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数						

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	1 小規模 ○ 工事	[評価対象項目] 1 ◇ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 ◇ □ 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 3 ◇ □ 現地状況を勘案し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 ◇ □ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 5 ◇ □ 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 6 ◇ □ 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。 7 ◇ □ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 8 ◇ □ コンクリートの配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 9 ◇ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 10 ◇ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 ◇ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 ◇ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類アスファルト混合物取扱要領による承認の書類により確認できる。 13 ◇ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 14 ◇ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 15 ◇ □ 床掘箇所等の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 16 ◇ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 17 ◇ □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 18 ◇ □ 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 19 ◇ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 20 ◇ □ 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 21 ◇ □ 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 22 ◇ □ 対象物に有害なクラック、損傷が無い。 23 ◇ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 24 ◇ □ その他()					25 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	2 コンクリート構 ○ 造物工事	[評価対象項目] 1 ◇ □ 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 ◇ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 ◇ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 ◇ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 ◇ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 ◇ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 ◇ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 ◇ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 ◇ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 ◇ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 ◇ □ コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 12 ◇ □ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 ◇ □ スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 14 ◇ □ 有害なクラックが無い。 15 ◇ □ その他()					16 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

＜小規模工事による評定＞
 ・当初設計金額が500万円未満で、工種が多いなど工種毎に判断できない場合に使用。
 ・小規模工事で評価する場合は、ばらつきの評価はしない。
 ・ただし、当初設計金額が500万円未満でも工種毎の評価が可能な場合は工種毎に評価する。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ II 品質	3 土工事 ○ 切土・盛 土・築堤等 工事	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 ◇ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 ◇ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 ◇ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 ◇ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 ◇ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 7 ◇ □ 構造物周辺の締固めを設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 8 ◇ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 ◇ □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 ◇ □ 法面に有害な亀裂がない。 11 ◇ □ 伐採除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 ◇ □ その他()					13 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	14 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	4 護岸・根 固・水制工 事 ○	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 ◇ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 3 ◇ □ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 ◇ □ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 ◇ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 ◇ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 ◇ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 ◇ □ 根固工、水制工、沈床工、捨土工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 ◇ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 ◇ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11 ◇ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 ◇ □ 施工にあたって、床堀箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 ◇ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 ◇ □ 有害なクラックが無い。 15 ◇ □ その他()					16 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	17 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	5 鋼橋工事 ○ (RC床版 工事はコン クリート構造物 に準じる) (堰・水門 等工場製 作の鋼構 造物を含 む)	〔評価対象項目〕 〔工場製作関係〕 1 ◇ □ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる適切に管理している。 2 ◇ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 ◇ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 ◇ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 ◇ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 ◇ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 ◇ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 ◇ □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 ◇ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 ◇ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 ◇ □ その他() 〔架設関係〕 12 ◇ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 13 ◇ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーション(検定、調整等)を実施していることが確認できる。 14 ◇ □ 高力ボルトの締め付けを中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 15 ◇ □ 高力ボルトの品質が証明書類で確認できる。 16 ◇ □ 支承の据付で、コンクリート面のチャIPPING及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 17 ◇ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 18 ◇ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることを確認していることが確認できる。 19 ◇ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 20 ◇ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 21 ◇ □ その他()					22 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	23 □ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するが否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	6 砂防構造物治山構造物及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	<p>【評価対象項目】 【共通】</p> <p>1 ◇ <input type="checkbox"/> 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>2 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>3 ◇ <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4 ◇ <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ及び締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>5 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>6 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>7 ◇ <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。</p> <p>8 ◇ <input type="checkbox"/> 鉄筋または及び鋼材の品質を、適切に管理していることをが証明書類で確認できる。</p> <p>9 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>10 ◇ <input type="checkbox"/> スーパーの品質及び個数が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 ◇ <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。</p> <p>12 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【砂防構造物工事・治山構造物工事に適用】</p> <p>13 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</p> <p>14 ◇ <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 ◇ <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げられていることが確認できる。</p> <p>16 ◇ <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。</p> <p>17 ◇ <input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。</p> <p>【地すべり対策工事(集水井戸工事)】</p> <p>18 ◇ <input type="checkbox"/> ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。</p> <p>19 ◇ <input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。</p> <p>20 ◇ <input type="checkbox"/> 集・排水ポーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。</p>					21 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	7 舗装工事 ○	<p>【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】</p> <p>1 ◇ <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。</p> <p>2 ◇ <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。</p> <p>3 ◇ <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>4 ◇ <input type="checkbox"/> 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。</p> <p>5 ◇ <input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6 ◇ <input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>7 ◇ <input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>8 ◇ <input type="checkbox"/> 瀝青材の散布(プライムコート、タックコート)が適正に施工されていることが確認できる。</p> <p>9 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>10 ◇ <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又はアスファルト混合物取扱要領による承認の書類により確認できる。</p> <p>11 ◇ <input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>12 ◇ <input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。</p> <p>13 ◇ <input type="checkbox"/> 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>14 ◇ <input type="checkbox"/> 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。</p> <p>15 ◇ <input type="checkbox"/> 縦目地継目及び横目地継目の位置、構造物との接地面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>16 ◇ <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。</p> <p>17 ◇ <input type="checkbox"/> 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>18 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【コンクリート舗装関係】</p> <p>19 ◇ <input type="checkbox"/> 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>20 ◇ <input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>21 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>22 ◇ <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>23 ◇ <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>24 ◇ <input type="checkbox"/> 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。</p> <p>25 ◇ <input type="checkbox"/> チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。</p> <p>26 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p>					27 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	28 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E		
3 出来形及び出来ばえ II 品質	8 法面工事 ○	<p>〔評価対象項目〕</p> <p>【共通】</p> <p>1 ◇ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工)</p> <p>2 ◇ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>3 ◇ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分に行っていることが確認できる。</p> <p>4 ◇ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p>5 ◇ □ その他()</p> <p>【種子吹付工、客土吹付工、厚層植生基材吹付工、植生ネット関係】</p> <p>6 ◇ □ 土壌試験(硬度、酸度等)を実施し、結果を施工に反映していることが確認できる。</p> <p>7 ◇ □ ネットや金網等の重ね幅が適切に確保されている。</p> <p>8 ◇ □ ネットや金網等が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>9 ◇ □ 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>10 ◇ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p>11 ◇ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>12 ◇ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>13 ◇ □ その他()</p> <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <p>14 ◇ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 ◇ □ 金網の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。</p> <p>16 ◇ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>17 ◇ □ 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>18 ◇ □ 吸水性の吹付け面において、事前に給水させてから施工していることが確認できる。</p> <p>19 ◇ □ 吹き付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p>20 ◇ □ 吹き付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。</p> <p>21 ◇ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>22 ◇ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>23 ◇ □ 法肩の吹付にあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</p> <p>24 ◇ □ その他()</p> <p>【現場打枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】</p> <p>25 ◇ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>26 ◇ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。</p> <p>27 ◇ □ 現場養生が設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。</p> <p>28 ◇ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>29 ◇ □ 枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p>30 ◇ □ 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>31 ◇ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>32 ◇ □ その他()</p> <p>【アンカー工関係】</p> <p>33 ◇ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>34 ◇ □ 削孔におけるスライムやアンカーの施工長が、写真等で十分確認できる。</p> <p>35 ◇ □ 必要な引っ張り試験等を行い、規格を満足していることが確認できる。</p> <p>36 ◇ □ 充填材の注入が適正に行われていることが確認できる。</p> <p>37 ◇ □ アンカーキャップや支圧板の施工が良好である。</p> <p>38 ◇ □ その他()</p>							39 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	40 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ II 品質	11 コンクリート橋 ○ 上部工事 (PC及びRCを対象)	[評価対象項目] 1 ◇ □ 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 ◇ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 ◇ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 ◇ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 ◇ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 ◇ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 ◇ □ 鉄筋の品質が、 を、証明書類で適切に管理していることが確認できる。 8 ◇ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 ◇ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10 ◇ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 ◇ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 ◇ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 13 ◇ □ スペースの品質及び個数が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 ◇ □ スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 15 ◇ □ プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 ◇ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーション(検査、調整)を事前に実施していることが確認できる。 17 ◇ □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 ◇ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 19 ◇ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 20 ◇ □ 有害なクラックが無い。 21 ◇ □ その他()					22 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	12 塗装工事 ○	[評価対象項目] 1 ◇ □ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) 2 ◇ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 ◇ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 ◇ □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状況にしてから使用していることが確認できる。 5 ◇ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 ◇ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 ◇ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 ◇ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 ◇ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 ◇ □ その他()					11 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	13 トンネル工事 ○	[評価対象項目] 1 ◇ □ 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 ◇ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 ◇ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 ◇ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 5 ◇ □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 ◇ □ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 7 ◇ □ 坑内観測調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 ◇ □ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 9 ◇ □ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 10 ◇ □ コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 11 ◇ □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 12 ◇ □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 13 ◇ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 14 ◇ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿润状態で施工していることが確認できる。 15 ◇ □ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 16 ◇ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 ◇ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 18 ◇ □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 19 ◇ □ その他()					20 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	21 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	17 港湾築造 ○ 工事(浚渫、海岸築造工事を含む)①	<p>〔評価対象項目〕</p> <p>【共通】</p> <p>1 ◇ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。</p> <p>2 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。</p> <p>3 ◇ □ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。</p> <p>4 ◇ □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。</p> <p>5 ◇ □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。</p> <p>6 ◇ □ 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。</p> <p>7 ◇ □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。</p> <p>8 ◇ □ その他()</p> <p>【浚渫・床掘関係】</p> <p>9 ◇ □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。</p> <p>10 ◇ □ 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。</p> <p>10 ◇ □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。</p> <p>11 ◇ □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。</p> <p>12 ◇ □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。</p> <p>13 ◇ □ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。</p> <p>14 ◇ □ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む)</p> <p>15 ◇ □ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。</p> <p>16 ◇ □ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。</p> <p>17 ◇ □ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。</p> <p>18 ◇ □ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。</p> <p>19 ◇ □ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。</p> <p>20 ◇ □ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。</p> <p>21 ◇ □ その他()</p> <p>【地盤改良関係】</p> <p>22 ◇ □ 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</p> <p>23 ◇ □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。</p> <p>24 ◇ □ サンドトレーン・砕石トレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。</p> <p>25 ◇ □ ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。</p> <p>26 ◇ □ 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。</p> <p>27 ◇ □ 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。</p> <p>28 ◇ □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。</p> <p>30 ◇ □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。</p> <p>31 ◇ □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。</p> <p>32 ◇ □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。</p> <p>33 ◇ □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。</p> <p>29 ◇ □ その他()</p> <p>【マット・捨石及び均し関係】</p> <p>30 ◇ □ マット、捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。</p> <p>31 ◇ □ マットが破損なく所定の幅で重ねあわせられていることが、写真記録等により確認できる。</p> <p>32 ◇ □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。</p> <p>33 ◇ □ 裏込めが、既設構造物及び防砂目地板の破損なしに施工され、記録により確認できる。</p> <p>34 ◇ □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。</p> <p>35 ◇ □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。</p> <p>36 ◇ □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。</p> <p>37 ◇ □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。</p> <p>38 ◇ □ その他()</p>					77 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	78 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ II 品質	17 港湾築造	【本体:杭及び矢板、控工関係】							
	○ 工事(浚渫、海岸築造工事を含む)②	39	◇	□	鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。				
		40	◇	□	鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。				
		41	◇	□	杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。				
		42	◇	□	杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。				
		43	◇	□	腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。				
		44	◇	□	タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。				
		45	◇	□	溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。				
		46	◇	□	その他()				
		【本体:ケーソン据え付け、ブロック据付関係】							
		47	◇	□	ケーソン仮置に先立ち仮置き場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。				
		48	◇	□	ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。				
		49	◇	□	ケーソン据付等及び中詰において、ケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。				
		50	◇	□	コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。				
		51	◇	□	ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。				
		52	◇	□	ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。				
		53	◇	□	ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。				
		54	◇	□	ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。				
		55	◇	□	ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。				
		56	◇	□	中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。				
		57	◇	□	その他()				
		【コンクリート関係】							
		58	◇	□	配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。				
		59	◇	□	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。				
		60	◇	□	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。				
		61	◇	□	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)				
		62	◇	□	コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。				
		63	◇	□	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。				
		64	◇	□	鉄筋(PC鋼材含む)の品質が、証明書類で確認できる。				
		65	◇	□	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		66	◇	□	コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。				
		67	◇	□	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		68	◇	□	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。				
		69	◇	□	スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。				
		70	◇	□	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		71	◇	□	プレビュー桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		72	◇	□	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。				
		73	◇	□	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		74	◇	□	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		75	◇	□	有害なクラックが無い。				
		76	◇	□	その他()				

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	18 機械設備 ○ 工事(土木)	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 2 ◇ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3 ◇ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 ◇ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 ◇ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 ◇ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 ◇ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれてい 正常に作動 することが確認できる。 8 ◇ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 ◇ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 ◇ □ 設備の取扱説明書を 工夫適切に作成 していることが確認できる。 11 ◇ □ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 ◇ □ 機器の配置が について 、点検しやすい よう工夫 していることが確認できる。 13 ◇ □ 設備の構造や機器の配置が について 、交換頻度の高い部品等の交換作業を が容易にできる よう工夫 していることが確認できる。 14 ◇ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 ◇ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 ◇ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 ◇ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 ◇ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 ◇ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 ◇ □ その他()					21 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	19 電気設備 ○ 工事・照明設備工事(土木)	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 ◇ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 ◇ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 ◇ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に 優れてい正常に作動 することが確認できる。 5 ◇ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 ◇ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 ◇ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 ◇ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 ◇ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 ◇ □ 設備全体についての取扱説明書を 工夫適切に作成 (修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 11 ◇ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 ◇ □ 設備の構造 におつ いて、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる よう工夫 していることが確認できる。 13 ◇ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 14 ◇ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 15 ◇ □ その他()					16 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	20 通信設備 ○ 工事・受変電設備工事(土木)	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2 ◇ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3 ◇ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 ◇ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 ◇ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 ◇ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 ◇ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 8 ◇ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 9 ◇ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 10 ◇ □ 設備全体についての取扱説明書を 工夫適切に作成 していることが確認できる。 11 ◇ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 ◇ □ 設備の構造 におつ いて、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる よう工夫 していることが確認できる。 13 ◇ □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 14 ◇ □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 15 ◇ □ その他()					16 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	27 管水路 ○	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 ◇ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 ◇ □ 中心線の通りがよい。 4 ◇ □ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 5 ◇ □ 管の両側面が均等に埋戻されていることが確認できる。 6 ◇ □ 地盤面、基礎面等に不陸が生じていないことが確認できる。 7 ◇ □ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8 ◇ □ 仕切り弁等の据付けに十分な注意を払っていることが確認できる。 9 ◇ □ 給水栓の設置にきめ細かな施工がうかがえる。 10 ◇ □ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 11 ◇ □ その他()				12 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	28 フィルダム・ため池 ○	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 ◇ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 ◇ □ 基礎処理施工要領及び盛り立て要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 4 ◇ □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 5 ◇ □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 6 ◇ □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。 7 ◇ □ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり等は工事図面に示されたとおりに施工している。 8 ◇ □ コンクリートの供試体が該当現場のものであることが確認できる。 9 ◇ □ その他()				10 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	29 コンクリート ○ 2次製品 (U字溝類・L字類・ボックスカルバート類・ブロック積・L型擁壁工・緑石工・地先境界ブロック・ブロック舗装工)	〔評価対象項目〕 【共通】 1 ◇ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 ◇ □ 材料の品質規定証明書等が整備され、仕様書等で規定する規格、品質を満足している。 3 ◇ □ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 4 ◇ □ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 4 ◇ □ 施工基面が平滑に仕上げられ、構造物の基礎材料の材質及び締め固め等が適切であることが確認できる。 5 ◇ □ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 6 ◇ □ 主留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 6 ◇ □ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 7 ◇ □ その他() 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 8 ◇ □ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。 9 ◇ □ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 10 ◇ □ 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 10 ◇ □ 端部における地山及び既設構造物とのすりつけが適切である。 11 ◇ □ 丁張り等を2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 13 ◇ □ コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 12 ◇ □ 擁壁背面盛土内の排水対策が適切に施工されていることが確認できる。 13 ◇ □ その他() 【用排水施設】 14 ◇ □ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 15 ◇ □ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 15 ◇ □ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 16 ◇ □ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 17 ◇ □ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂やクラックがなく、継目部からの漏水も見られない。不等沈下の発生がないことが確認できる。 19 ◇ □ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 20 ◇ □ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 18 ◇ □ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、目地部の処理が適切に施工されている。漏水がないことが確認できる。 19 ◇ □ その他()				20 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	21 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ II 品質	30 地すべり防 ○ 止・抑止杭 工	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 ◇ □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 ◇ □ 抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 4 ◇ □ 抑止杭に打ち止め管理方法または、場所打ち杭の施工方法が整備され、かつ記録が確認できる。 5 ◇ □ 抑止杭の偏心管理が確認できる。 6 ◇ □ 偏心量が全て管理基準以内で施工されている。 7 ◇ □ 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 8 ◇ □ 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 9 ◇ □ グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 10 ◇ □ グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 11 ◇ □ 杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。 12 ◇ □ その他()				13 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	31 施設機械 ○ 設備(用排水ポンプ)	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 ◇ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 ◇ □ 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 ◇ □ 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 ◇ □ 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 6 ◇ □ 配電盤類の関係書基準に基づき、各種試験が行われている。 7 ◇ □ 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 8 ◇ □ 電線類の接続部が適切に処理されている。 9 ◇ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 10 ◇ □ シーケンスに従い、正常に動作した。 11 ◇ □ ビット内の電線類は、行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 12 ◇ □ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 13 ◇ □ 設置工事は適切な深さと関係書基準に基づき配置されている。 14 ◇ □ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 15 ◇ □ その他()				16 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	32 水管橋 ○	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 ◇ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 ◇ □ 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 4 ◇ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 5 ◇ □ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 6 ◇ □ その他()				7 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	A'	B	B'	C	D	E			
3 出来形及び出来ばえ II 品質	38 矢板工事 ○	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 ◇ □ 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 4 ◇ □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆面に損傷を与えないように、適切に処理されている。 5 ◇ □ 矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。 6 ◇ □ 矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 7 ◇ □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 8 ◇ □ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 9 ◇ □ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 10 ◇ □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 11 ◇ □ その他()								12 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	39 根固・捨石 ○ ブロック工事	〔評価対象項目〕 1 ◇ □ 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 2 ◇ □ 気象海象条件に適した運搬、打設、締め固め、据付を行っている。 3 ◇ □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 ◇ □ コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。 5 ◇ □ コンクリートブロックの転置、仮置、運搬、据付に際し、強度確認を行っている。 6 ◇ □ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 7 ◇ □ 捨石基礎の均し面が平坦(設計図書に示された基準内)に仕上げられているのが確認できる。 8 ◇ □ ブロック据付等において、ブロック及び既設構造物等の破損がなく、所定の精度で施工されている。 9 ◇ □ 海上水上運搬・据付作業を行う場合、台船等の積載能力に応じた積込み個数としている。 10 ◇ □ その他()								11 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	40 撤去、解体、除去等のみの工事(旧橋撤去、流木除去等)	〔評価対象項目〕 【撤去、解体、除去工関係】 1 ◇ □ 騒音対策、振動対策、飛散防止対策等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 ◇ □ 適切な撤去、解体、除去等の手順が確認できる。 3 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 4 ◇ □ 施工計画に定められた発生材処理計画により管理され、記録が整理されている。 5 ◇ □ 解体物の転倒、崩落、飛散等の安全を考慮して施工されている。 6 ◇ □ その他()								7 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	41 河川の土砂掘削工事・浚渫工事	〔評価対象項目〕 【河川の浚渫工関係共通】 1 ◇ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 ◇ □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 4 ◇ □ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 5 ◇ □ その他() 【河川の土砂掘削】 6 ◇ □ 出水期間中の工事にあつては治水上の安全を確保のうえ施工している。 7 ◇ □ 伐採除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 8 ◇ □ 搬出土砂量の管理を運搬台数等により行っている。 9 ◇ □ 不要な掘削、伐採を行って河川環境に影響を与えていない。 10 ◇ □ 多自然川づくりに配慮した施工を行っている。 11 ◇ □ 残土受け入れ先が他の公共事業の場合に、掘削土砂の土質試験を行い掘削土の土質を確認するなど、適切に土砂の引き渡しを行っている。								12 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	14 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)工事 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 通りが良い。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 5 ◇ <input type="checkbox"/> きめ細やかに施工されている。 6 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 7 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	15 標識工事 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 標識板の支柱に変色が無い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な取り扱いがしやすい。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	16 区画線工事 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	17 港湾築造工事(海岸築造工事を含む) ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 構造物の通りがよい。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 ◇ <input type="checkbox"/> クラックがない(コンクリート工事が含まれる場合)。 7 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	18 港湾築造浚渫工事(地盤改良工事を含む) ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	19 機械設備工事(土木) ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2 ◇ <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	工種	A	B	C	D
3 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	26 電気設備工事(建築) ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減への対策が優れている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	27 機械設備工事(建築) ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減への対策が優れている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	28 ほ場整備工 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 均平度、又は面勾配がよい。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 石礫、雑物等が良好に処理されている。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 営農に十分配慮された施工がなされている。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 土工の通りがよい。 6 ◇ <input type="checkbox"/> 土工の構造物等へのすりつけがよい。 7 ◇ <input type="checkbox"/> 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 8 ◇ <input type="checkbox"/> 用・排水路の通りがよい。 9 ◇ <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りがよい。 10 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 11 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	29 農地造成工 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 勾配がよい。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 3 ◇ <input type="checkbox"/> 土工の通りがよい。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 雨水処理がよい。 6 ◇ <input type="checkbox"/> 排水路の通りがよい。 7 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 8 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			
	30 管水路工 ○	1 ◇ <input type="checkbox"/> 管の通りがよい。 2 ◇ <input checked="" type="checkbox"/> 目地、端部の仕上げがよい。 3 ◇ <input checked="" type="checkbox"/> 埋め戻し、路面復旧の状態がよい。 4 ◇ <input checked="" type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 6 ◇ <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 7 ◇ <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 8 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 9 ◇ <input type="checkbox"/> その他()			

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するかどうかをチェックする。

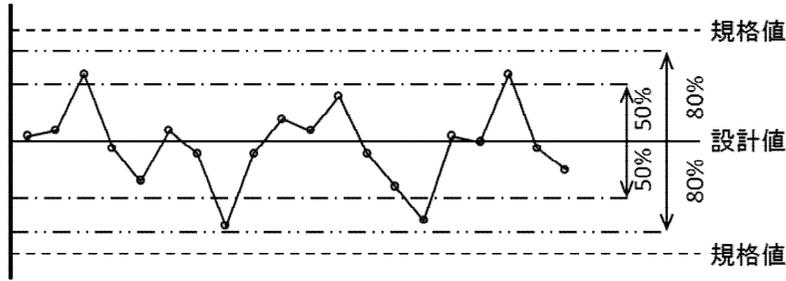
審査項目	工種	A	B	C	D				
3 出来形及び出来ばえ III 出来ばえ	40 河川の土砂掘削工事・浚渫工事 ○ 工種:	<p>【共通】</p> <p>4 ◇ <input type="checkbox"/> 規定された水深・勾配が確保されている。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。</p> <p>1 ◇ <input type="checkbox"/> 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 浚渫及び盛り等々の土砂が適切に処理されている。 2 ◇ <input type="checkbox"/> 残土等は適切に処理されている。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【河川の土砂掘削工事】</p> <p>3 ◇ <input type="checkbox"/> 掘削施工面が上下流と適切にすりつけられている。 4 ◇ <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 5 ◇ <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 6 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【河川の浚渫工事】</p> <p>7 ◇ <input type="checkbox"/> 規定された水深・勾配が確保されている。 8 ◇ <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 9 ◇ <input type="checkbox"/> 浚渫及び盛り等々の土砂が適切に処理されている。 10 ◇ <input type="checkbox"/> その他()</p>							
	41 上記以外の工事 ○ 工種:	<p>1 ◇ <input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>2 ◇ <input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>3 ◇ <input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>4 ◇ <input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>5 ◇ <input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。</p>							
● 判断基準	<p><評価対象項目が5項目以上の場合></p> <p>① 評価対象工種(工種欄の○にチェック(●)した工種)において、評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 該当工種(工種欄の○にチェック(●)した工種)における対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 . . . B 該当項目(評価値)が 60%以上80%未満 . . . C 該当項目(評価値)が 60%未満 D</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <評価対象項目が4項目の場合> 該当項目が4項目 A 該当項目が3項目 B 該当項目が2項目 C 該当項目が1項目以下 D </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <評価対象項目が3項目の場合> 該当項目が3項目 A 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <評価対象項目が2項目の場合> 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D </td> <td style="vertical-align: top;"> <評価対象項目が1項目の場合> 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D </td> </tr> </table>					<評価対象項目が4項目の場合> 該当項目が4項目 A 該当項目が3項目 B 該当項目が2項目 C 該当項目が1項目以下 D	<評価対象項目が3項目の場合> 該当項目が3項目 A 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D	<評価対象項目が2項目の場合> 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D	<評価対象項目が1項目の場合> 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D
<評価対象項目が4項目の場合> 該当項目が4項目 A 該当項目が3項目 B 該当項目が2項目 C 該当項目が1項目以下 D	<評価対象項目が3項目の場合> 該当項目が3項目 A 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D								
<評価対象項目が2項目の場合> 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D	<評価対象項目が1項目の場合> 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D								

1 出来形及び品質のばらつきの考え方

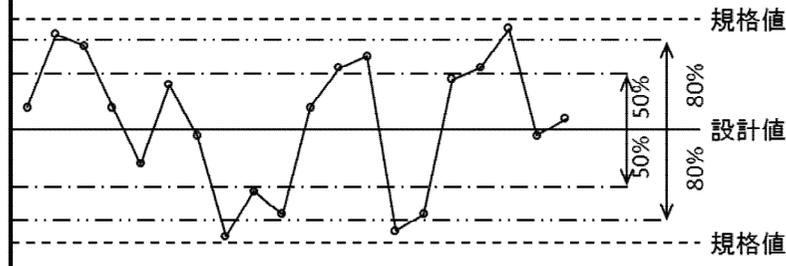
[工程能力図の場合]

(1) 上・下限値がある場合

① ばらつきが50%以下と判断される例

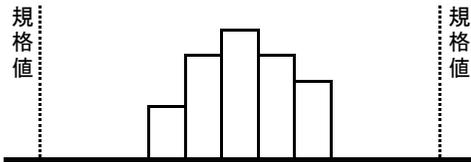


② ばらつきが80%以下と判断される場合

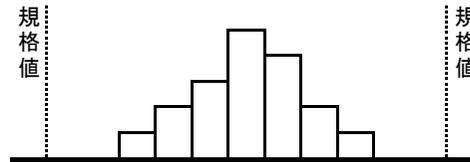


[度数表またはヒストグラムの場合]

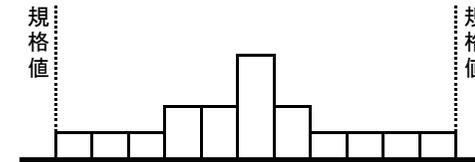
ばらつきが小さい



ばらついている



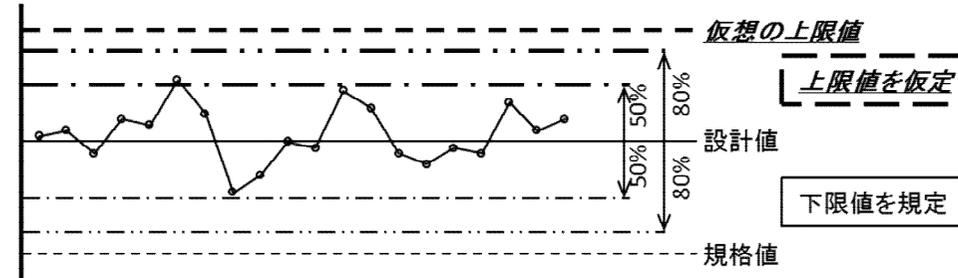
ばらつきが大きい



(2) 下限値のみの場合

注) 仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

① ばらつきが50%以下と判断される例



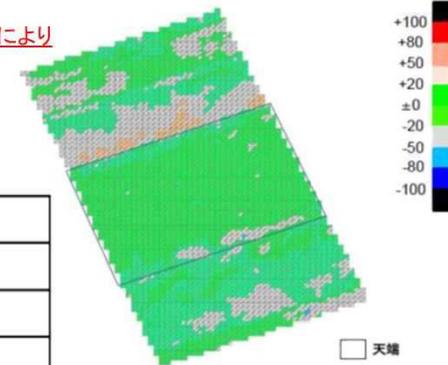
③ ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数により

ばらつきを判断

ばらつきが50%以下と判断される例

天端の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1000
	規格値の±50% 以内のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1700
	規格値の±50% 以内のデータ数	1360



2 多工種複合工事の取扱い

(1) 工事に占める割合(直接工事費の割合でよい。)が概ね50%を超える工種がある場合は、主たる一つの工種で評定する。

(2) 工事に占める割合が50%を下回る工種の場合は、複数の工種で評価することとするが、工事に占める割合が概ね30%以上の工種とし、最大3工種までとする。

(3) 上記に該当する工種がない場合は、「上記以外の工事」欄を活用する。

(4) 工場で製作される構造物も評価の対象とする(例:プレテンション桁はコンクリート橋工事で評価)。

3 その他

(1) 「施工プロセス」のチェックリスト(案)を活用して評定を行う。

(2) 「5 創意工夫」及び「6 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト

1 工事名 令和〇〇年度交付建設第△-□-×号 ◇◇工区 道路改良工事
 2 工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 3 受注業者 〇〇建設(株) 総括監督員 職氏名: 主幹 ○〇 ○〇
 主任監督員 職氏名: 主任技師 ○〇 ○〇
 監督補助員 氏名: ○〇 ○〇

- ①主任監督員等は、工事毎に「施工プロセス」を確認することとし、中間検査時及び完成検査時にその結果(チェックリスト)を検査員に提出する。
 ②施工体制点検を監視チームに委託している場合で、施工体制点検と重複している項目については、監視チームの点検結果をもって監督員が確認してよいものとする。(重複項目はチェックリスト一覧表に★を記載している。)
 ③「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額500万円以上の工事で実施し、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを確認する。
 ④チェック欄では、その内容に不備があった場合にレマークを記入し、その月日チェックした項目にレマークとチェックした月日を記入する。
 ⑤なお、不備があった場合は、備考欄に改善指示及びその是正状況等を記入する。
 ⑥用語の定義については、
 監督員等: 監督員(総括、主任)及び監督補助員
 契約後: 当初契約後、
 変更後: 工期内に行う契約変更後(変更指示書含む)とする。

(1/2)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期			備考(指示・改善状況)	
				着手前	施工中	完成時		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	I 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表または請負代金内訳書(契約で定められた場合)が提出された。(契約後)	<input type="checkbox"/>				
		○コリンズ工事請負代金500万円以上が対象	★事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後)	<input type="checkbox"/>				
			★「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(ステッカー)や建設業許可標識、労災保険関係の項目が、現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時1回程度)		<input type="checkbox"/>			
			★労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		<input type="checkbox"/>			
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)		<input type="checkbox"/>			
			○施工体制台帳、施工体制図	★施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。(施工時の当初、台帳提出の都度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★作業員名簿を作成・提出している。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				★元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○建設業許可標識	★建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(主任技術者)を正しく記載している。(施工時1回程度)	<input type="checkbox"/>				
	II 配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	★現場代理人は、現場に常駐している。(施工時1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		○潜水作業従事者の配置	・港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		○海上起重作業船団長の配置	・港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		○監理技術者(主任技術者)(監理技術者補佐)の専任制	★監理技術者の資格者証の内容を確認した。(監理技術者の場合、施工時着手前)	<input type="checkbox"/>				
			★配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。)(着手前)	<input type="checkbox"/>				
			★現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。(現場代理人と別の場合、施工時1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			★施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。(施工時、打合せ時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

「施工プロセス」のチェックリスト

(2/2)

査 項	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期			備考(指示・改善状況)		
				着手前	施工中	完成時			
26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	I 施 工 管 理	○設計図書 の照査等	★契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) (/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) (/) (/) <input type="checkbox"/>				
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した、 所定の項目が記載されている。 (着手前、変更(指示)時)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) (/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・記載内容と現場施工方法とが一致している。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) (/) (/) <input type="checkbox"/>				
		○施工管理・工事 材料管理・出来 形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び管理がされている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★日常の出来形が書面にて確認できる。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★日常の品質管理が書面にて確認できる。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
		○検査(確認を含 む)及び立会い等 の調整	・監督員の立会いにあたって、手続きが事前になされている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・段階確認の確認時期が、適切である。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
		○建設副産物及 び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(完成時)			(/) <input type="checkbox"/>			
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工計画時、変更時、完成時)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) (/) (/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		○指定建設機械 類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
・再生資源利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示されている。(施工時適宜)			(/) (/) <input type="checkbox"/>						
41 42 43	II 工 程 管 理	○工程管理	・工程管理において、必要に応じてフォローアップを実施し、適切に管理している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>				
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行っている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・作業員の休日の確保を行っている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	III 安 全 対 策	○安全活動	・工事安全協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★社内パトロールを実施し、記録がある。(施工時1回/月程度)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★安全・訓練等を実施し、記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			★使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時1回/月程度)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確である。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>				
			○安全パトロール の指摘事項の処 理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正報告している。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>			
			IV 対 外 関 係	○関係機関等	★関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をしている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>		
					★地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行っている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>		
★隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行っている。(施工時適宜)		(/) (/) <input type="checkbox"/>							

様式第5号

執行機関の長	次 長	課 長	担当リーダー	担 当

工 事 成 績 評 定 表

下記のとおり、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により通知してよろしいか。

記

1 工 事 名	平成 年度 第 号 工事
2 工 期	着 工 平成 年 月 日 完 成 平成 年 月 日
3 完成年月日	平成 年 月 日
4 完成検査年月日	平成 年 月 日
5 受注者名称 代表者氏名	
6 主任監督員氏名・評定点	点
7 総括監督員氏名・評定点	点
8 中間検査員氏名・ 評定点（平均点）	(1回) (2回) (3回) (4回) (5回) 点
9 完成検査員氏名・評定点	点
10 法令遵守等	— 点
10-2 特例措置	点
11 総合評定点	点 (項目別評定点は別紙のとおり)

(注) 中間検査の回数が6回以上になる場合は、適宜補正して使用する。

(公表用)
様式第6号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、請負者名、工事名及び疑問の内容を記載）により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問に対する説明は書面により回答します。

記

1 工事名	平成 年度 第 号 工 事
2 工 期	着 工 平成 年 月 日 完 成 平成 年 月 日
3 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
4 完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別紙のとおり) (点) 【総合評定点が修正された場合のみ】

(受注者用)
様式第6号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(受 注 者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、請負者名、工事名及び疑問の内容を記載）により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問に対する説明は書面により回答します。

記

1 工事名	平成 年度 第 号 工 事		
2 工 期	着 工	平成 年 月 日	
	完 成	平成 年 月 日	
3 完成年月日	平成 年 月 日		
4 完成検査年月日	平成 年 月 日		
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別紙のとおり) (点) 【総合評定点が修正された場合のみ】		
6 業種			
7 配置技術者※	現場代理人	主任 (監理) 技術者	
	主任 (監理) 技術者	主任 (監理) 技術者	

※工事の完成時点における配置技術者を表示。

様式第7号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(受 注 者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 第 号 工事
- 2 疑問に対する回答